

北朝鮮によるミサイルの発射に抗議する決議

北朝鮮は、今年に入り弾道ミサイルを立て続けに発射しており、特に九月二十五日以降、短期間に幾度も発射するという、これまでにない頻度でミサイル発射を繰り返している。

中でも、十月四日に発射された弾道ミサイルは、我が国の上空を通過して、太平洋上に落下したとのことであり、さらに、十一月十八日に発射されたI C B M級弾道ミサイルは、北海道渡島大島の西方二〇〇キロメートルの我が国の排他的経済水域（E E Z）内に落下したものとみられている。

これら一連の北朝鮮の行動は、我が国の安全保障にとって、極めて深刻かつ重大な脅威であるとともに、国際連合安全保障理事会決議等に違反し、国際社会の平和と安全を著しく損なう許しがたい暴挙であり、断じて許すことはできない。

よって、本県議会は、連続して強行される北朝鮮の軍事的暴挙に対して、抗議と非難の意を強く表明するとともに、弾道ミサイルの発射をはじめとする、あらゆる軍事的な挑発行為を放棄することを強く求めるものである。

右、決議する。

令和四年十一月二十八日